

●特掲診療料

- ウイルス疾患指導料の注2
- 外来栄養食指導料の注2に規定する施設基準
- 外来栄養食指導料の注3に規定する施設基準
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理料加算
- がん患者指導管理料 1
- がん患者指導管理料 口
- がん患者指導管理料 ハ
- がん患者指導管理料 ニ
- 外来緩和ケア管理料
- 移植後患者指導管理料（臓器移植後）
- 移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 小児運動器疾患指導管理料
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 腎代替療法指導管理料
- 一般不妊治療管理料
- 生殖補助療法管理料 1
- 二次性骨折予防継続管理料 1
- 二次性骨折予防継続管理料 3
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- 院内トリアージ実施料
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化學療法診療料 1
- 外来腫瘍化學療法診療料の注8に規定する連携充実加算
- 外来腫瘍化學療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ニコチン依存症管理料
- 療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- がん治療連携計画策定料
- 外来排尿自立指導料
- ハイリスク妊娠連携指導料 1
- ハイリスク妊娠連携指導料 2
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- プログラム医療機器等指導管理料（高血圧症治療補助アプローチを用いる場合）
- 薬剤管理指導料
- 連携強化診療情報提供料
- 医療機器安全管理料 1
- 医療機器安全管理料 2
- 精神科退院時共同指導料 2
- 救急患者連携搬送料
- 在宅拠点型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
- 在宅腫瘍治療療法指導管理料
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリングポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリングポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- 遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- 染色体検査の注2に規定する施設基準
- 骨髄微小残存病変量測定
- BRCA1/2遺伝子検査（腫瘍細胞・血液）
- がんゲノムプロファイリング検査
- 先天性代謝異常症検査
- 感染症免疫学的検査（抗アデノ・随伴ウイルス9型（AAV9）抗体）
- 抗HLA（スクリーニング検査）及び抗HLA（抗体特異性同定検査）
- HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの）
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- 検体検査管理加算（I）
- 検体検査管理加算（IV）
- 国際標準検査管理加算
- 遺伝カウンセリング加算
- 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- 時間内歩行試験、シャトルウォーキングテスト
- ヘッドアップティルト試験
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 神経学的検査
- 補聴器適合検査
- 黄斑局所網膜電図
- 全視野精密網膜電図
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 内服・点滴誘発試験
- 経頸静脈の肝生検
- 経気管支凍結生検法
- 画像診断管理加算 4
- ポジトロン断層撮影
- ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- CT撮影及びMRI撮影
- 冠動脈CT撮影加算
- 心臓MRI撮影加算
- 乳房MRI撮影加算
- 小児鎮静下MRI撮影加算
- 頭部MRI撮影加算
- 全身MRI撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤方管理加算
- 外来化学療法加算 1
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（I）
(初期加算・急性期リハビリテーション加算)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
(初期加算・急性期リハビリテーション加算)
- 運動器リハビリテーション料（I）
(初期加算・急性期リハビリテーション加算)
- 呼吸器リハビリテーション料（I）
(初期加算・急性期リハビリテーション加算)
- 摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- がん患者リハビリテーション料
- 集団コミュニケーション療法料
- 児童思春期精神科専門管理加算（通院・在宅精神療法）
- 児童思春期支援指導加算（通院・在宅精神療法）
- 精神科作業療法
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料
(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)
- 医療保護入院等診療料
- 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- 硬膜外自家血注入
- 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
- 導入期加算 3 及び腎代替療法実績加算
- 透析液体質確保加算及び慢性維持透析過負担加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ストーマ併存症加算（ストーマ処置）
- 医科点数表第2章第10部手術の通則 5 及び 6（歯科点数表第2章第9部の通則 4 を含む。）に掲げる手術
- 皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節検査（皮膚悪性腫瘍切除術）
- 組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術の場合に限る。））（二次再建）
- 四肢・軸幹南部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算
- 骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- 椎間板内酵素注入療法
- 腫瘍脊椎骨全摘除
- 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- 脊髓刺激装置植込術及び脊髓刺激装置交換術
- 癌性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
- 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（過活動膀胱）
- 舌下神経電気刺激装置植込術
- 角結膜悪性腫瘍切除術
- 羊膜移植術
- 経内障手術（経内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- 経内障手術（流出路再建術（眼内法）及び（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術））
- 経内障手術（過濾泡再建術（needle法））
- 網膜再建術
- 経内耳道の内視鏡下鼓室形成術
- 人工耳挿込術
- 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人口内耳挿込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
- 耳管用補聴器材挿入術
- 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型（拡大副鼻腔手術）及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。）
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）
- 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- 喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの）
- 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下ベセドウ甲状腺全摘（垂体全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術
- 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- 乳がんセンチネルリンパ節加算 1（乳腺悪性腫瘍手術の加算）及びセンチネルリンパ節生検（片側）（併用）
- 乳がんセンチネルリンパ節加算 2（乳腺悪性腫瘍手術の加算）及びセンチネルリンパ節生検（片側）（単独）
- 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- 経皮の冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- 胸腔鏡下弁形成術
- 胸腔鏡下弁置換術
- 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮の大動脈弁置換術）
- 経皮の僧帽弁クリッピング術
- 不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- 不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテルの手術によるもの）
- 経皮の中心隔筋焼灼術
- ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術
(リードレスベースメーカーの場合)
- 両心室ベースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ベースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- 両室ベースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ベースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- 大動脈バルーンパッピング法（IABP法）
- 経皮の循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- 補助人工心臓
- 植込型補助人工心臓（非拍動流型）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- バルーン閉塞下逆行性経静脈の塞栓術
- 腹腔鏡下胆囊悪性腫瘍手術（胆囊床切除を伴うもの）
- 胆管悪性腫瘍手術（胆頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- 腹腔鏡下肝切除術
- 部分切除
- 外側区域切除
- 亜区域切除
- 区域切除（外側区域切除を除く）
- 区域切除
- 3区域切除以上のもの
- 腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 生体部分肝移植術
- 腹腔鏡下脾腫摘出術
- 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術
- 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 同種死体脾移植術、同種死体腎移植術
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を使用した場合）
- 同種死体腎移植術
- 生体腎移植術
- 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 尿道狭窄グラフト再建術
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 精巢温存手術
- 精巢内精子採取術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下仙骨腔固定術
- 腹腔鏡下膀胱式子宫全摘（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宫悪性腫瘍手術（子宫体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宫悪性腫瘍手術（子宫体がんに限る。）
- 腹腔鏡下子宫悪性腫瘍手術（子宫頸がんに限る。）
- 腹腔鏡下宮殿膜部修復術
- 体外式膜型人工肺管理料
- 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）（医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術）
- 医科点数表第2章第10部手術の通則19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）
- 医科点数表第2章第10部手術の通則19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
- 輸血管理料 II
- 貯血式自己血輸血管理体制加算
- コーディネート体制充実加算
- 自己クリオプレンビテート作製術（用手法）
- 同種クリオプレンビテート作製術
- 人工肛門・人工膀胱設置術前処置加算
- 胃瘻設置時嚥下機能評価加算
- 麻酔管理料（I）
- 麻酔管理料（II）
- 周術期薬剤管理加算
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
・一回線量增加加算（全乳房照射）
- 強度変調放射線治療（IMRT）
・一回線量增加加算（前立腺照射）
- 画像誘導放射線治療（IGRT）
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動体追尾法・その他）
- 画像誘導定位小線源治療加算
- 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製
- 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診
- 病理診断管理加算 2
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 看護職員処遇改善評価料 6 0
- 外来・在宅ベースアップ評価料 1
- 入院ベースアップ評価料 8 0
- 医療機器安全管理料（歯科）
- 歯科治療時医療管理料
- 有床義齒咀嚼機能検査 1 の口及び咀嚼能力検査
- 有床義齒咀嚼機能検査 2 の口及び咬合圧検査
- 歯科口腔リハビリテーション料 2
- 手術用顎鏡鏡加算（加庄根幹充填処置）
- 光学印象
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）及び下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）
- 歯周組織再生誘導手術
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 歯根端切除術の注3（歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顎鏡鏡を用いた場合）
- 口腔病理診断管理加算 2
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科矯正診断料
- 頸口腔機能診断料（頸変形症（頸離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)